

NEWS RELEASE

令和4年5月31日
一般社団法人 信託協会

規制改革に関する提案を提出

一般社団法人 信託協会（会長 長島 巖）では、「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」の受付を実施している内閣府 規制改革推進室宛てに「規制改革に関する提案」を提出いたしました。

具体的な提案項目は以下のとおりです。

○信託銀行による暗号資産を含む財産の信託の受託を認めること（信託業法第2条第3項各号に掲げる信託の引受けに限る）【新規】

なお、要望の概要につきましては、別添をご参照ください。

（注）【新規】は新規要望項目。

本件に関する照会先：

（一社）信託協会

総務部（広報担当） 松村、河西、井上

企画室 秋山、青沼

電話 03-6206-3992



一般社団法人

信託協会

規制改革に関する提案

信託銀行による暗号資産を含む財産の信託の受託を認めること（信託業法第2条第3項各号に掲げる信託の引受けに限る）

- ・ 暗号資産を含む財産の信託の受託は、信託会社には認められているが、信託銀行には認められていない。（兼営法施行規則第3条第1項第6号）
- ・ 令和元年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果（2020年4月3日公表）では、信託銀行に暗号資産等の受託が認められていない理由として、
 - 「(i) マネー・ローンダリング等に利用されるリスク」
 - 「(ii) 暗号資産の管理等にかかるシステムリスク」
 - 「(i)(ii)が顕在化した場合のレピュテーションリスクや、その信託勘定に留まらない信託銀行等の固有業務への影響」が示されている。
- ・ 一方で、令和元年資金決済法改正による暗号資産交換業者に対する規制の整備やAML/CFT対応の高度化により実務が定着。信託銀行においてはブロックチェーン技術を用いたサービスの提供が進んでおり、その知見・態勢を暗号資産等の受託に活かすことが可能。
- ・ 信託銀行がブロックチェーン技術を活用して暗号資産等の受託を行うことは、十分な利用者保護とリスク管理態勢の構築を前提に、我が国における暗号資産保全の更なる堅確化に資するものと思料。また、海外では機関投資家の需要を受けて金融機関による暗号資産カストディへの参入が進んでおり、市場や金融機関としての国際的な競争力向上という観点からも効果があるものと思料。
- ・ 以上より、信託業法第2条第3項各号に掲げる信託の引受けについて、信託銀行による暗号資産を含む財産の信託の受託を認めていただきたい。

{根拠法令等}

兼営法施行規則第3条第1項第6号